資料 16

「人にやさしいまちづくり」をめざして

久喜市人にやさしいまちづくり促進事業補助金制度

市では、障がいのある人もない人も、また、子どもにも高齢者にも住みやすいやさしいまちづくりをめざし、より一層の建築物等のバリアフリー化を進めております。

自治会などで管理している地域集会施設や、個人商店などの民間の建物に対して、段差の解消を図る**スロープの設置**、階段への**手すりの設置**等の改修工事に、**工事費の1／2で最高20万円**まで、予算の範囲内で補助金を交付いたします。令和8年度申込期限は令和8年12月11日（金）となります。

是非、この機会に、この補助金制度をご活用いただき、建築物等のバリアフリー化にご協力下さい。

（補助対象工事例）

- 廊下、階段、通路、トイレ等の段差解消のためのスロープの設置、手すりの設置
- 通路または開口部の幅の拡張
- 視覚障がい者用音声誘導装置の設置
- オストメイト（人工肛門または人工膀胱の使用者をいう。）対応型トイレまたは車いす対応型トイレの設置
- 身体障がい者用駐車場の設置
- 多機能トイレ内へのユニバーサルシートの設置

（これまでの工事実績例）

- トイレの段差解消
- 廊下の段差解消、手すりの設置
- 玄関の上がり框（かまち）の設置、玄関までのスロープの設置
- 建具レールの改修による段差解消

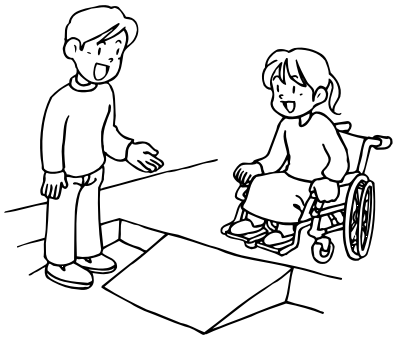

申込み・問合せ

久喜市障がい者福祉課 障がい者福祉係
TEL 22－1111（代） FAX 22－3319

久喜市人にやさしいまちづくり促進事業補助金交付制度
補助金申請・交付までの流れ

1　補助金申請をご予定される方は、障がい者福祉課にお問い合わせください。
申請手順と必要書類をご案内いたします。

2　次の①～③までの書類をご用意の上、障がい者福祉課にご提出ください。

① 補助金交付申請書

② 案内図、配置図、平面図等の施設の概要が分かるもの（建物の図面等）

③ 工事計画書

ア 改修しようとする箇所の着手前の状況写真

イ 改修箇所図（改修前と改修後の予定図の2つをご用意ください）

ウ 改修計画図その他改修方法を示す図書（パンフレット等）

エ 補助対象工事に要する経費の見積書

3　市は申請書類や現地確認等により、補助金交付の適否を審査します。

4　3の審査にて、補助金交付が適正であるとされた後、市は補助金交付決定通知を送付します。

※この通知を受理された後に、工事を始めてください。

5　工事完了後は、工事の実績報告書や領収書を提出していただきます。

6　市は5で提出いただいた書類の内容確認後、補助金交付確定通知書を送付します。

7　補助金交付確定通知書の受理後、補助金交付請求書を市にご提出ください。

8　市は、7で提出された請求書の内容に基づき、補助金を交付します。

申請にあたってのお願い

1　工事施工前に、余裕をもって事前にご相談ください。

2　申請から補助金交付までに、お時間がかかりますので、ご了承をお願いいたします。